

4. 千葉県建築基準法施行細則（抜粋）

(建築設備等の指定及び定期報告)

第13条 法第12条第三3の規定により指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 小荷物専用昇降機（籠が住戸内のみを昇降するものを除き、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも五十センチメートル以上高いものに限る。以下この条において同じ。）
 - 二 この項目省略
 - 三 この項目省略
- * 「政令で定めるもの」令第16条第3項第1号に規定する「第12条の3項1項各号に掲げる昇降機」でエレベーター、エスカレーター及び小荷物専用昇降機が対象となります。
- * 平成28年度国土交通省告示第240号に掲げるものは定期検査報告を必要としない。
- * 労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の事業所に設置され、主として一般公衆の用に供されるものを除くエレベーターのうち、積載荷重が1トン以上のものについては、労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査を受ける必要があることから、検査事項の重複を避けるため、定期報告の対象外となります。（平成28年6月1日国住指第669号）
- 2 省令第6条第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。
 - 一 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機及び小荷物専用昇降機 法第12条第3項の規定による報告を最初に行つた日の属する月に相当する月（最初に行う報告にあつては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日から6月を経過した日以後6月の間）…昇降機
 - 二 この項省略
 - 三 この項省略
 - 3 省令第6条の2の2第1項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる工作物について、それぞれ当該各号に定める時期とする。…昇降機等
 - 一 政令第138条第2項第1号に掲げる昇降機等 毎年3月1日から末日までの間
 - 二 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等（次号に掲げるものを除く。）
 - 三 政令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる昇降機等でウォータースライドその他の特定の季節に限り使用するもの 毎年使用を開始する日の属する月の前月1日から末日までの間
 - 4 省令第6条第3項本文又は省令第6条の2の2第3項本文に規定する報告書、定期検査報告概要書及び検査結果表は、報告の日前2月以内（前項第2号及び第3号に掲げる昇降機等で検査に相当の期間を要すると知事が認めるものにあつては、報告の日前1年以内）に検査し、作成したものでなければならない。
 - 5 第2項各号に掲げる特定建築設備等又は第3項各号に掲げる工作物を変更し、廃止し若しくは休止し、又は再開したときは、特定建築設備等変更（廃止・休止・再開）届（E-7ページ）を知事に提出しなければならない。
 - 6 この項省略

注) *この項目は政令の内容

以上